

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）について

令和 6 年 3 月
消防庁危険物保安室

1 改正理由

危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「政令」という。）第 9 条第 1 項第 12 号において、屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備には、次のいずれかの措置を講じることとされている。

- ① その直下の地盤面の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設ける措置
- ② 危険物の流出防止に①と同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置

総務省令では②の措置を規定していないところ、規制改革実施計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）において「同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置」の要件を検討し、省令改正等必要な措置を講ずることとされたことから、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。）について必要な改正を行う。

2 改正内容**○ 屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備における危険物の流出防止措置【規則第 13 条の 2 の 2 関係】（新規）**

囲いの設置と同等以上の効果が認められる、危険物の流出防止のための「総務省令で定める措置」として、次の二つの措置を定める。

- ① 危険物を取り扱う設備の直下の地盤面の周囲に危険物の流出防止に有効な溝等を設ける措置
- ② 危険物を取り扱う設備の架台等に危険物の流出防止に有効な囲い等を設ける措置

○ ポンプ設備の危険物の流出防止措置【規則第 21 条の 3 の 2 関係】（新規）

屋外貯蔵タンクのポンプ設備について、ポンプ設備がポンプ室以外の場所にある場合は、政令第 11 条第 1 項第 10 号の 2 により、高さ〇・一五メートル以上の囲いを設けるか、これと同等以上の危険物の流出防止措置として総務省令で定める措置を講じることとされているところ、「総務省令で定める措置」として規則第 13 条の 2 の 2 と同様の措置を定める。

○ **その他**

その他、所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。（令和6年5月予定）